

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 最終的な調整結果

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等

### 提案団体

島根県

### 制度の所管・関係府省

消費者庁、環境省

### 求める措置の具体的な内容

法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。  
また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。

### 具体的な支障事例

#### 【現行制度】

環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律  
→温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針
- ・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律  
→地域計画
- ・水質汚濁防止法第16条第1項  
→測定計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項  
→都道府県食品ロス削減推進計画

#### 【支障事例】

審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。

#### 【支障の解決策】

課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定や改定に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。

### 根拠法令等

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県

○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。

## 各府省からの第1次回答

以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定いただきて差し支えない。

○食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条)

○温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)

○地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項)

○測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項)

この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知をしていきたい。

なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)(※)により、既に周知を行ったところ。

※「計画の策定については、新たな計画策定のみならず、廃棄物処理計画等の既存の計画等の中に位置づけることも含め、各地方公共団体に柔軟に御対応いただき、食品ロスの削減に向けた取組を推進して頂きたいと考えております。」

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる」旨の周知が未実施となっている計画等について、通知等により周知を行っていただきたい。

今後、新たに環境関連法令に基づく計画等の策定が求められることとなった場合についても、同様に他の計画等と一体的に策定をすることができるとし、併せてその旨周知を行っていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】

他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定できる計画等について十分な周知を行うこと。

今後、真に必要な場合にやむを得ず新たな計画策定を求める場合においても、他の計画等と一体的な策定を可能とするとともに、その旨周知を行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

環境関係の計画等について、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定が可能である旨の周知をいつまでに行うか具体的に示していただきたい。

今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについても具体的に示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

具体的な支障事例において列挙いただいた以下の計画等のほか、これ以外の既存の環境関連の法令に基づく計画等についても、地方公共団体の判断により、環境基本計画等の他の環境関連法令に基づく既存の計画等と一緒に策定することを含め、各地方公共団体において柔軟に対応頂けるように対応したい。

一緒に策定可能な環境関係の計画等の取り扱いについては、必要に応じて共管省庁等への確認等を踏まえて、年度内を目途に地方公共団体に一括して周知することとしたい。

今後新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについては、当該法令に基づく施行通知等の中で、明らかにしていくこととしたい。

- ・食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条及び第13条)
- ・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項)
- ・地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項)
- ・測定計画(水質汚濁防止法第16条第1項)

なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)により、既に周知を行ったところ。

## 令和4年の方針等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】

水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)

測定計画(水質汚濁防止法16条第1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条第1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条第1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一緒に策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一緒に策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 最終的な調整結果

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

### 提案事項(事項名)

地方消費者行政強化交付金制度における強化事業に係る費目間流用に関する制限の緩和

### 提案団体

福岡県、九州地方知事会

### 制度の所管・関係府省

消費者庁

### 求める措置の具体的な内容

地方消費者行政強化交付金の強化事業において、事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和すること。

### 具体的な支障事例

#### [現行制度について]

・地方消費者行政強化交付金の強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(以下、「実施要領」と表記)第3(2)に基づき、消費者庁に対して、指定する日までに実施計画書を提出することとなっている(例年、事業実施の前年度1月下旬に依頼があり、2月中旬を締切とされている)。(強化事業実施計画書は、地方消費者行政強化交付金交付要綱別紙様式1の別紙2を用い、事業ごとに費目、積算内容、金額を記載)。

・また、実施要領第4(1)②により、事業の内容及び経費の配分の変更(※以下の軽微な変更を除く。)をする場合は、その旨を記載した申請書を消費者庁に提出し、承認を受けなければならないこととされている。

#### ※軽微な変更(実施要領第4(5))

①採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。

②採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあっては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。

#### [制度見直しの必要性]

①計画書提出の締切りが事業実施の前年度であることから、必要額を正確に計上することが困難であること。  
②数万円の少額な事業も多数存在するため、現行基準を超える事業経費の費目間の流用が容易に起こり得ること。

#### [求める措置の内容]

事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

消費者庁、都道府県及び市町村の事務の軽減が期待される。

### 根拠法令等

平成30年3月28日付け消教知第73号地方消費者行政強化交付金交付要綱、平成30年3月28日付け消教知第74号地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、群馬県、高崎市、相模原市、新潟県、山梨県、可児市、岐南町、富士市、名古屋市、豊橋市、京都府、八幡市、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島市、防府市、徳島県、熊本市、宮崎県

○当市では、当初計画していた強化事業「食品ロスに関する講演会の開催」が新型コロナの影響により、オンライン開催に変更となった。実施計画書を変更して提出したが、流用制限があつたため対応に苦慮した。交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。

○当県において、強化事業を実施する際、事業の目的及び内容に変更がなく、交付金の支出額の範囲内であつても、支出額が少額であるため、事業経費の費目間について20%を超える変更が生じている。このため、消費者庁の変更申請の承認の手続を経なければならず、事業実施に支障が生じている。強化事業の実施計画書は、前年度の12月に消費者庁へ要望した予算に基づき作成し、2月に消費者庁へ提出し承認されたものであるため、実施計画書の作成段階では、積算した事業経費の詳細を事前に把握するのは難しく、事業実施の段階で詳細を把握することになる。速やかな事業実施のため、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等の必要性がある。

○近年、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出前講座の開催手法を集合形式からオンライン方式に変更することに伴い、費目の配分が変更となる案件が増加しており、本規制に伴う手續は当団体の負担となっている。  
○令和3年度に、強化交付金対象事業の1つである「国が指定する研修への参加」事業を実施したが、当初予定していた国民生活センターの研修所での研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から不参加とし、当初予定していなかった一般財団法人主催の研修(交付金対象)をオンラインで受講した。結果、事業経費は当初申請の事業経費より減額となつたが、負担金が当初申請額より20%超増額となつたため、費目間の流用制限により変更交付申請が必要となつた。事業経費は交付金の支出額内であるのに、費目間の流用制限により変更交付申請を行う必要がある現行の規定は、非効率であり、効率的な運用が可能となるように改善を求める。

○当県においても、少額な事業が多数あり、変更交付申請(費目ごとに20%を超える流用)を行う必要が頻繁に生じ、事務の負担になっている。

※全国知事会においても同様の趣旨の内容を要望検討中。

○新型コロナウイルスの影響等、情勢が変化する中で、交付決定額内の数万円の流用であつても、変更申請から交付決定まで約1か月かかり、事業開始に支障が生じるため、事業経費や費目間の流用制限を緩和することで、自治体が臨機応変に事業を実施できるようにしてほしい。

○現行制度においては、事業における費目の追加や20%を超える経費配分の変更があれば変更申請が必要とされている。また、当府においても、特に少額の事業において、総事業費の中で事業内容の軽微な変更を行う場合や、数千円であつても当初の想定経費額と見積額に差が生じた場合などにおいても、その都度変更申請を行う必要がある状況となっている(例:当初オンライン開催を予定していたが事業効果の観点から対面開催に変更した場合に会場の使用料が必要になるケースや、総事業費を変更しないものの当初の想定より講演回数を若干増やしたり遠方の講師に依頼することになり増額が必要になるケース等)。そのため、提案団体同様に、事業の目的及び内容に変更がないものであつて、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限を緩和する等、効率的な運用となるよう改善をお願いしたい。

○地方消費者行政強化交付金の変更承認申請には、消費者庁、都道府県、市町村との連携が必要となり、必要書類の作成には多くの時間を要している。こうしたことから、当該提案は事務の効率化を図るため必要であると考える。

○令和3年度において、提案団体の支障事例と同じ事例があつたところ。総事業費が低額なものが多く、実例として10千円程度の費目間流用でも計画変更及び交付申請書の変更が必要となっている。そのため、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。

○事業実施計画書の提出期限が前年度であることから、所要額の正確な把握ができておらず、やむを得ず変更交付申請により対応したが、事業内容の変更が伴わない場合等において変更手續に苦慮した例がある。

○数万円の少額な事業も多数あり、20%以上の費用の減や費目間の流用が容易に起こりうるため、事務が煩雑になっている。

○推進事業の活用期間が終わりを迎え、強化事業へと移行していく中で、今後ますますの強化事業の利用が考えられる。事業の目的や内容に変更ないものの、計画から実施までの間に費目の変更が見受けられ、その都度

消費者庁に対して変更の承認申請が必要であり事務負担が大きい。以上のことから、費目間の流用制限の積極的な緩和を検討頂きたい。

#### 各府省からの第1次回答

少額の費目間流用が生じやすい地方消費者行政強化交付金交付要綱別表【地方消費者行政強化事業】2.  
(1)「国が指定する研修への参加」については、令和4年度より都道府県全体でみるとこととし、事務負担の軽減を図ったところ。  
今回の提案を受け、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領を見直し、軽微な変更にかかる要件を緩和する方向で検討。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

消費政策の推進のため、要件緩和の検討にあたっては、事業の目的及び主な内容に変更がなく、かつ交付決定額の範囲内であれば、事業実施主体(市町村・県)において柔軟に事業の見直しが可能となるよう配慮いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。  
【全国町村会】  
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 各府省からの第2次回答

地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領第4(5)②を改正し、軽微な変更にかかる費目間流用の上限を20%から緩和する方向で検討している。

#### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【消費者庁】  
(4)地方消費者行政強化交付金  
(ii)地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平30 消費者庁消費者教育・地方協力課)を改正し、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費目間流用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 最終的な調整結果

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し

### 提案団体

京都市

### 制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。

### 具体的な支障事例

食品衛生法において、「都道府県等食品衛生監視指導計画」の内容は、「当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない」と定められている。

他方、同法では、同計画について、毎年度の策定を求める非常に短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間を十分に確保することができず、また、計画策定に係る業務負担が過大なものとなっており、実際の監視指導に注力する時間が削がれている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施策効果の検証の時間を十分に確保することが可能になり、より実効性の伴う計画策定が期待されるとともに、業務負担の軽減に伴い、各自治体の担当者が実際の監視指導により注力することができるようになる。

### 根拠法令等

食品衛生法第24条第1項、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画に関する命令(平成21年8月28日内閣府・厚生労働省第7号:最終改正・令和3年5月31日内閣府厚生労働省令第4号)第1条第1項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那霸市

○現在は毎年度の策定が義務付けられているため、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が不十分である上に、本来の監視指導が計画策定業務負担の影響で十分に行えていない可能性がある。

○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。

## 各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考える。

また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的な内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求める上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考える。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、のことについて改めて周知を図ることとする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

食品衛生監視指導計画(以下「指導計画」という。)について、その策定の重要性は十分に理解しているところであるが、飲食店営業の許可年数が5年であることを勘案しても、毎年度で対応を変える必要性が生じる程の許可施設の入れ替わりがあるとは考えにくく、毎年度策定をしなければならない理由とはならない。また、飲食店の入れ替わりがあったとしても、同業種の入れ替わりとなることが多いため、指導計画そのものを変えていく必要があるとは考えにくい。必要が生じた際に、指導計画の内容をその都度変更することで対応可能である。

食中毒予防対策についても病原物質の種類によって監視指導計画を大きく変更するものではない。本市における指導計画において、毎年度の変更箇所は食品の収去検査の実施内容程度で大きな変更と言えるものではなく、そのほかは体裁を整える程度である。

加えて、保健所一丸となって新型コロナウイルス感染症への対応を行い、今後も保健所業務の負担増が予想される中で、上記対応により時間が割かれ、指導計画で定めている食品衛生業務に注力する時間がさらに削がれており、まさに本末転倒である。

以上から、計画策定については毎年度ではなく、数年ごととするよう見直しを求める。基本的な計画策定を数年ごととし、策定時には市民意見募集を行う。これに加えて、食品の収去検査実施計画や重点的に監視指導すべき事項など毎年度変わる可能性のある事項については、毎年度指導の指針を各自治体で作成、実行し、必要に応じて公表することで、効率的かつ実用的に食品衛生業務が行えると考えており、国の定めによる毎年度の計画策定は不要と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【相模原市】

食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自治体の実情に応じ定めることができるよう、引き続き見直しを求める。

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間について、地域の実情に応じ柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を招いているのは本末転倒ではないか。

計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続をとるなどの対応をとることで、計画策定期間については、地方公共団体における地域の実情に応じた対応とできるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

食中毒対策や食品表示の適正確保は感染症対策同様、国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

平成15年に、食品事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、透明性を持つとともに、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は、食品施設の状況のみならず、生産から消費までの食品供給工程の各段階の状況、衛生管理の実施状況、食中毒・違反等の発生状況、監視指導の実施主体の状況、技術の進展状況等は毎年度変化しうるものである。このため、食品衛生主管部局やそれ以外の関係部局等の状況も勘案し、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

監視指導のうち、不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。監視指導計画は国の策定する指針に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとした。

（別紙あり）

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】

#### 食品衛生法(昭22法233)

都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。
- ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取

の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。

・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。

・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 最終的な調整結果

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

### 提案事項(事項名)

食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること

### 提案団体

神戸市

### 制度の所管・関係府省

消費者庁、厚生労働省

### 求める措置の具体的な内容

食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。

### 具体的な支障事例

食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことの目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

### 根拠法令等

食品衛生法第24条、第70条

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市

○監視指導計画の厚生労働省への提出は、公印を押し、紙媒体での提出が必要とされており事務負担が生じている。消費者庁宛ての提出同様に、メールでの提出、あるいは、NESFDへの掲載とすることを求める。

○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。また、国への報告は省略可能と考える。

### 各府省からの第1次回答

食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととす

るため規定されたものである。

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考える。

また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体的な内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求める上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考える。

なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法（様式等）、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への対応や、法改正に伴う大幅な制度変更があつた際に計画を見直すことは、当然必要と認識している。しかしながら、そのような事態は毎年恒常に発生するものではない。過去の大規模・広域食中毒の発生や社会問題化した事案、制度改革等によって対応すべき課題については、重点監視項目（食肉類やノロウイルスを原因とする食中毒予防対策、輸入食品の安全性確保、食品の適正表示、HACCPに沿った衛生管理の徹底等）として策定しており、計画年度中に発生する事態はほぼ網羅している。従って、計画本文の中でそれらに関する事項について毎年変更することは殆どない。変更があるのは、収去検査における対象食品ごとの検査項目や検体数の予定数程度である。また、新たに発生した食品衛生上の課題（過去に事例のないような事件事故や社会不安への対応等）については、計画にはなくとも緊急的に必要な監視指導を行うものであり、必要に応じて次年度計画に盛り込むこととなる。また、個々の飲食店等については当然毎年入れ替わりがあるが、大幅な制度変更や社会情勢の変化等がない限り、施設数や業種毎の割合等の傾向が大きく変動することはない。このことから、一律に毎年度の計画策定を自治体に義務付けるのではなく、状況を踏まえて必要に応じて策定（変更）することとして支障はないと考える。なお、自治体の計画策定の際に基となる国が定める監視指導指針については、毎年度ではなく、大きな情勢変化等があった際にのみ改正されている。

少子高齢化が進み労働人口が減少することが確実である中、当市では組織改正やDX化を急速に推し進めており、国を含めた行政全体で、限られた人員で効率よく業務を遂行すべく、全ての業務についてゼロベースで見直すべきである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【相模原市】

食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自治体の実情に応じ定めることができるよう、引き続き見直しを求める。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

食品衛生監視指導計画の計画期間及び策定手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のも

のとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を招いているのは本末転倒ではないか。

計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続をとるなどの対応をとることで、計画策定期間については、地方公共団体における地域の実情に応じた対応とできるのではないか。

## 各府省からの第2次回答

食中毒対策や食品表示の適正確保は感染症対策同様、国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

平成15年に、食品事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、透明性を持つとともに、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は、食品施設の状況のみならず、生産から消費までの食品供給工程の各段階の状況、衛生管理の実施状況、食中毒・違反等の発生状況、監視指導の実施主体の状況、技術の進展状況等は毎年度変化しうるものである。このため、食品衛生主管部局やそれ以外の関係部局等の状況も勘案し、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

監視指導のうち、不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。監視指導計画は国の策定する指針に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとしたい。

(別紙あり)

## 令和4年的地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】

食品衛生法(昭22法233)

都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- ・都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。
- ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。
- ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指

針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。